



埼玉県報

号外第40号
令和4年(2022年)
12月23日
金曜日

目次

規則

- 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）

訓令

- 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（教職員課）

規則

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

埼玉県教育委員会規則第十七号

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第十七イの表中

34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40

を

33
34
34
34
35
35
35
36

36
36
37
38
39

に、

46
47
48
49
49
50
50
51
51
52
52
53
53
54
54
54
55
55
56

を

45
46

46
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51
52
52
53
53
54
54
55
55

に改める。

別表第十七ロの表中

42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
47
48

を

41
42
42
42
43

43
43
44
44
45
45
46
46
47
47

に、

50
51
52
53
53
54
54
55
55
56
56
57
57
58
58
59
59
60

を

49
50
50
51
51
52
52
53
53
54
54
55
55
56
56
57
58
59

に改める。

別表第十七ハの表中

38
39
40
41
41
41
42
42
42
42
43
43
43
44
44
44
45
45
46

を

37
38
38

39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46

に改める。

別表第十七二の表中

26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37

38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

を

25
26
26
26
27
27
27
28
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34

に改める。

34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 令和四年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の場合、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和五年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

規 則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第十八号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「百分の百九十」を「百分の二百十」に、「百分の二百三十」を「百分の二百五十」に、「百分の九十」を「百分の百」に、「百分の百十」を「百分の百二十」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

規 則

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第十九号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年埼玉県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

2 級	円
2,100	2,100
2,300	2,300
2,400	2,400
2,500	2,500
2,600	2,600
2,800	2,800
2,900	2,900
3,000	3,000
3,200	3,200
3,300	3,300
3,500	3,500
3,700	3,700
3,800	3,800
4,100	4,100
4,300	4,300
4,500	4,500
4,800	4,800
4,900	4,900
5,100	5,100
5,300	5,300
5,400	5,400

を

2 級	円
2,100	2,100
2,300	2,300
2,400	2,400

5,500	5,500
5,600	5,600
5,800	5,800
5,900	5,900
6,100	6,100
6,200	6,200
6,300	6,300
6,400	6,400
6,500	6,500
6,600	6,600
6,700	6,700
6,900	6,900
6,900	6,900
7,000	7,000
7,100	7,100
7,200	7,200
7,200	7,200
7,200	7,200
7,200	7,200
3,800	3,800
2,500	2,500
2,600	2,600
2,800	2,800
2,900	2,900
3,000	3,000
3,200	3,200
3,300	3,300
3,500	3,500
3,700	3,700
3,900	3,900
4,100	4,100
4,300	4,300
4,500	4,500
4,800	4,800
4,900	4,900
5,100	5,100
5,300	5,300
5,400	5,400
5,500	5,500
5,600	5,600
5,800	5,800
5,900	5,900
6,100	6,100
6,200	6,200
6,300	6,300
6,400	6,400
6,500	6,500
6,600	6,600
6,700	6,700
6,800	6,800

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則の規定は、令和四年四月一日から適用する。

規則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

埼玉県教育委員会規則第二十号

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則（令和二年埼玉県教育委員会規則第

三号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

報酬基準額表

区分	非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）						高等学校の特別非常勤講師
	高等学校		特別支援学校		小学校、中学校及び義務教育学校		
	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	
報酬基準額	397,447円	320,354円	361,999円	285,211円	359,662円	283,586円	416,644円

備考

- この表において「特別非常勤講師」とは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条の2に規定する非常勤の講師をいう。
- この表の適用を受ける非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）の任用時に有する各相当学校の教員の相当免許状が、教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状であるときは普通免許状欄を、同条第4項に規定する臨時免許状であるときは臨時免許状欄をそれぞれ適用する。
- 特別支援学校の特別非常勤講師については、特別支援学校の普通免許状欄を適用する。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

埼玉県教育委員会訓令第二号

訓令

埼玉県教育局

県立教育機関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

給料表

職員の区分	職務の級号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
	29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
	30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
	31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
	32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
	33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
	34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
	35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
	36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400

80	219,500	257,200	289,100	315,100		37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
81	220,000	257,500	289,500	315,400		38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
82	220,300	257,800	289,900	315,700		39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
83	220,600	258,100	290,400	316,000		40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
84	221,000	258,400	290,900	316,300							
85	221,500	258,600	291,300	316,500		41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
86	221,900	258,800	291,900	316,900		42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
87	222,300	259,100	292,500	317,200		43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
88	223,000	259,400	293,100	317,400		44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
89	223,400	259,600	293,400	317,600		45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
90	223,900	259,800	293,900	317,900		46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
91	224,400	260,200	294,400	318,200		47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
92	224,800	260,400	294,800	318,500		48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
93	225,100	260,700	295,200	318,700		49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
94	225,500	261,100	295,700	319,000		50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
95	225,900	261,400	296,200	319,300		51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
96	226,200	261,700	296,700	319,500		52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
97	226,500	261,900	297,000	319,700		53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
98	226,900	262,200	297,400	320,000		54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
99	227,300	262,400	297,900	320,300		55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
100	227,700	262,700	298,400	320,500		56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
101	228,100	263,000	298,800	320,700		57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
102	228,500	263,200	299,200			58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
103	228,900	263,500	299,500			59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
104	229,300	263,800	299,800			60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
105	229,700	264,000	300,100			61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
106	230,200	264,200	300,500			62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
107	230,500	264,500	300,900			63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
108	230,900	264,700	301,300			64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
109	231,100	265,000	301,600			65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
110	231,500	265,300	302,000			66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
111	232,000	265,600	302,400			67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
112	232,400	265,800	302,700			68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
113	232,600	266,000	302,900			69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
114	233,100	266,300	303,200			70	215,800	253,100	282,500	311,300	
115	233,600	266,500	303,500			71	216,100	253,500	283,300	311,800	
116	234,100	266,700	303,700			72	216,400	253,900	284,000	312,300	
117	234,400	267,000	303,900			73	216,600	254,100	284,800	312,600	
118	234,800	267,300	304,200			74	217,000	254,500	285,500	313,100	
119	235,200	267,600	304,500			75	217,400	255,000	286,300	313,600	
120	235,600	267,900	304,700			76	218,000	255,500	287,100	314,000	
						77	218,200	255,800	287,700	314,200	
						78	218,700	256,200	288,200	314,500	
						79	219,100	256,700	288,700	314,800	

再任用
職員以
外の職
員

(給与の内払)

1 この訓令は、公布の日から施行し、改正後の技能職員の給与等に関する規程（次項及び附則第三項において「改正後の規程」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(施行期日等)
附 則

56
57
57
58
58
59
59

に改める。

48
49
50

に、

54
54
55
55
56
56
57
57
57
58
58
58
59
59
59
60

を

53
54
54
54
55
55
55
56
56

58
59
59
59
59

に、

42
43
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
50

を

41
42
42
43
43
44
44
45
46
47

別表第四中

57
57
57
57
58
58
58
58
59
59
59
59
60
60
61

を

56
57
57
57
57
57
58
58
58
58

	121	236,000	268,100	304,900		
	122		268,300	305,200		
	123		268,600	305,500		
	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 この表の適用を受ける技能職員の給料月額を、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この訓令による改正前の技能職員の給与等に関する規程（次項において「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（経過措置）

3 令和四年四月一日からこの訓令の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、改正後の規程の規定による号給が改正前の規程の規定による号給に達しない技能職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。

4 この訓令の施行の日から令和五年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能職員との均衡上必要があると認められる技能職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

（補則）

5 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が別に定める。